

(「調停申請書」の記載方法)

1. 添付しました「調停申請書」の様式は、様式の見本となっていますので、実際に申請書を作成する場合は、便せん等をご使用いただいても結構です。
2. 「申請人氏名、住所、電話」は、申請をされる方の氏名、住所地、電話番号を記入してください。申請人が複数人の場合は、列記してください。(代表者、又は代理人を選定する場合は、記入の必要はありません。)
なお、代表者の選定には、別途手続きが必要となります。
3. 「代理人の氏名、住所、電話」は、弁護士等、申請人とは別の者が手続きをする場合のみ、記入してください。
なお、代理人の選定には、別途手続きが必要となります。
4. 「1 当事者の氏名及び住所」のうち、「申請人」及び「上記代理人」については、上記2、3にならって記入してください。また、「被申請人」は、相手方の氏名(法人等にあつては、代表者の役職、氏名)、住所(法人等にあつては、会社の所在地)を記入してください。
5. 「2 事業活動その他の人の活動の行われた場所」は、公害の発生源となっている工場の所在地や、事業がなされている場所の住所(町名、地区名等)を記入してください。
6. 「3 被害の生じた場所」は、被害者の住所等、被害が生じている場所(町名、地区名等)を記入してください。(例) 市 町地内
7. 「4 調停を求める事項」は、調停のなかで相手方に要望することがらを、箇条書きで記入してください。
(なるべく、「別紙のとおり」として、別の用紙に記入していただき添付してください。)
8. 「5 理由」は、調停を求めることとなった理由(どのような公害被害があるか、その現状等)について、簡潔に記入してください。
(詳しい内容については、手続きのなかで委員がお聞きします。なお、なるべく、「別紙のとおり」として、別の用紙に記入していただき添付してください。)
9. 「6 紛争の経過」は、公害の発生時から、現在までの状況について、時期がわかるようにして簡潔に記入してください。
(詳しい内容については、手続きのなかで委員がお聞きします。なお、なるべく、「別紙のとおり」として、別の用紙に記入していただき添付してください。)
10. 手数料については、申請の内容により異なりますので、申請書の内容を確認し、手数料の額を算出いたします。(通常 3800 円となり、三重県収入証紙で納めていただくこととなります。)